



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月7日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
長野シーワンビル  
長野市南千歳町826
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
㈱マディソン・インベストメント  
東京都港区虎ノ門4-1-17
- 3 変更しようとする事項  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
（変更前） 3,327平方メートル  
（変更後） 3,188平方メートル
- 4 変更年月日  
平成15年6月27日
- 5 届出年月日  
平成15年6月25日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課及び長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成15年7月7日から平成15年11月7日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年7月7日

長野県畜産試験場長 小 山 武 彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等及び数量  
乗用型トラクター1台
  - (2) 物品等の特性  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成15年8月1日

- (4) 借入期間  
平成15年8月1日から平成16年3月31日まで
- (5) 借入場所  
長野県畜産試験場
- (6) 入札方法  
1月当たりの貸借額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAにランク付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守・管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
塩尻市大字片丘10931-1  
長野県畜産試験場管理部  
電話 0263 (52) 1188
- 4 入札説明会の日時及び場所
  - (1) 日時 平成15年7月17日 午前10時
  - (2) 場所 長野県畜産試験場会議室
- 5 入札手続等
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成15年7月24日 午前11時から  
イ 場所 長野県畜産試験場会議室
  - (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成15年7月23日 午後5時  
イ 場所 塩尻市大字片丘10931-1（郵便番号399-0711）  
長野県畜産試験場
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。
  - (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する

場合は、この限りでない。

- (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要する。
- (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。
- 6 その他  
詳細は入札説明書による。

農業技術課

## 公告

木曾郡開田村における県営西又地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年6月16日行いました。

平成15年7月7日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

## 公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認しました。

平成15年7月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 農地保有合理化法人の名称  
洗馬農業協同組合
- 2 事業の種類  
農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する事業  
農業経営基盤強化促進法第4条第2項第4号に規定する事業

農村整備課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年7月7日

長野県豊科建設事務所長 青木武良

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品及び数量  
無停電電源装置 2台
- (2) 物品等の特質  
仕様書による。
- (3) 納入期限  
平成15年7月29日
- (4) 納入場所  
南安曇郡豊科町大字田沢6709  
犀川安曇野流域下水道終末処理場

## (5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

南安曇郡豊科町大字豊科4960番地1

長野県豊科建設事務所総務課

電話 0263 (72) 8880

## 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札説明会  
実施しない。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成15年7月18日（金）午前10時  
イ 場所 長野県豊科建設事務所301会議室
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。  
ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。
- (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。  
ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。
- (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要する。
- (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

## 5 その他

詳細は入札説明書による。

下水道課